

第五期長期計画・調整計画案

第五期長期計画・調整計画の位置付けと策定方法

武蔵野市は、昭和46年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定にと受け継がれてきた。

長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、無作為抽出市民によるワークショップの実施等、時代に即応した市民参加の手法を取り入れ、積極的に市民意見を求めている。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

(1) 武蔵野市長期計画条例

国は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成23年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市では、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成23年12月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

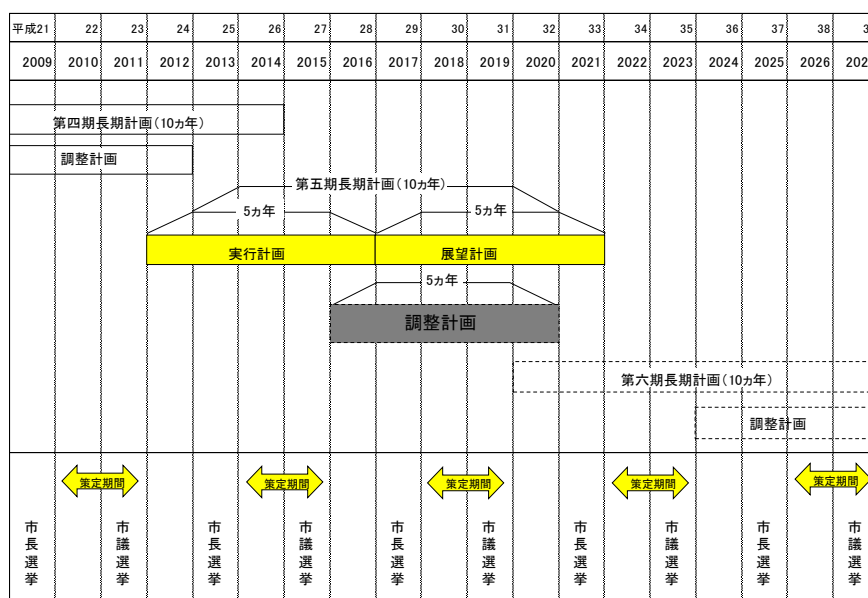
さらに同条例は、長期計画の前期5年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他の計画との関係について定めるとともに、議会との関係について、「市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」と定めている。

(2) 調整計画の位置づけ

10年間を1期として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている（武蔵野市長期計画条例第2条第3項）。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定する

ものとする（同条例第3条）と規定しており、これが調整計画の策定である。

調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げられた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。



第1章 これまでの成果と情勢の変化

I 第五期長期計画の取組の状況

第五期長期計画のまちづくりの目標である持続可能な都市をめざして、着実に事業を推進している。

1. 健康・福祉

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「地域リハビリテーション」の実現に向け、孤立防止ネットワーク連絡会議の設置や、防災と福祉にまたがる災害時避難支援体制の検討、医療と福祉が連携した在宅療養体制の推進など分野を越えた連携が進んでいる。

障害者福祉については、基幹型相談支援センターの設置による相談機能のネットワークの強化やグループホームなどのサービス基盤の整備を行った。

2. 子ども・教育

待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室の

開設など、積極的に施策を推進した。また、認定こども園「境こども園」や子育て支援施設「すくすく泉」を開設した。

学校教育の充実については、知性・感性を磨き、未来を切り拓く武蔵野の教育をめざし、全校で「授業改善推進プラン」を作成するなど、武蔵野市学校教育計画に基づく事業を着実に推進した。

3. 文化・市民生活

地域コミュニティのあり方については、「これからの地域コミュニティ検討委員会」を設置し、検討を行った。今後は答申内容の具現化に向けた取り組みを行う。

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学ぶ拠点とするため、武蔵野ふるさと歴史館を開設した。

安全・安心なまちづくりとして、24時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。

4. 緑・環境

環境学習・環境教育をはじめ、情報発信、啓発事業を行うなど、市民の自発的・主体的な行動につながるよう、各種事業を行っている。

多くの市民と議論を積み重ねてきた新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年度の稼働に向け工事を進めている。

公園建設については、吉祥寺の杜公園、宮本小路公園の開設など、緑を基軸としたまちづくりを推進した。

5. 都市基盤

三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道路整備を進め、南北一体のまちづくりに向けた整備を着実に進めている。

下水道施設については、武蔵野市下水道長寿命化計画に基づき、整備工事を着実に進めている。また、合流式下水道改善施設を整備するとともに、大雨による浸水被害の軽減を図るため雨水貯留施設等を市内数カ所に設置した。

6. 行・財政

市政情報等の提供については、ソーシャルメディアの活用なども含め多様な媒体による発信を実施している。

「行財政改革を推進するための基本方針」を策定し、事務事業の評価・見直しなどを含め財源の適正な配分に努めている。また、「公共施設再編の基本的な考え方」を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

II 社会を取り巻く情勢の変化

1. 介護保険制度改正、生活困窮者自立支援法施行、子ども・子育て支援新制度の施行

社会保障の増大、雇用状況や働き方の変化など、日本の社会経済の構造的な変化に既存制度のままでは対応できず、平成 27 年度、国による大きな制度変更が行われた。この動きに伴い、サービスの内容の見直しやサービスを支える仕組み、サービスを受ける方法等が変わろうとしており、市はこの変化を新たに市政に組み込んでいく必要がある。

2. まち・ひと・しごと創生法の施行

国が打ち出した地方の活性化に向けた地方創生事業を受け、首都東京を構成する自治体として、本市の特性を最大限に生かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。本市の人口に関する課題を分析（人口ビジョン）し、目指すべき将来の方向を明確にしたうえで、やるべき施策を総合戦略としてまとめ、実施する。

3. 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定した。本市としても、主催都市東京を構成する自治体として、東京都と協力して、東京オリンピック・パラリンピックを成功させるために、市民の意識醸成に努めるとともに、子どもたちがトップアスリートに触れる機会の提供、障害者スポーツを通じて障害者に対する理解と共生を図り、活気に満ちたまちづくりを推進する必要がある。

4. 桜堤地区を中心とした人口増

第五期長期計画策定時（平成 22 年度）に実施した人口推計では、年少人口の増加は平成 25 年をピークに以降は減少すると推計した。しかし実際には、年少人口は平成 25 年以降も増加しており、平成 26 年度に実施した人口推計によれば、この増加傾向は少なくとも調整計画期間中の平成 31 年まで続くが見込まれる。年少人口の増加、とりわけ桜堤地区を中心とした局所的な人口変動は市政に大きな影響を与えるものであり、これに伴い、第五期長期計画策定時の施策・事業の見直しが必要である。

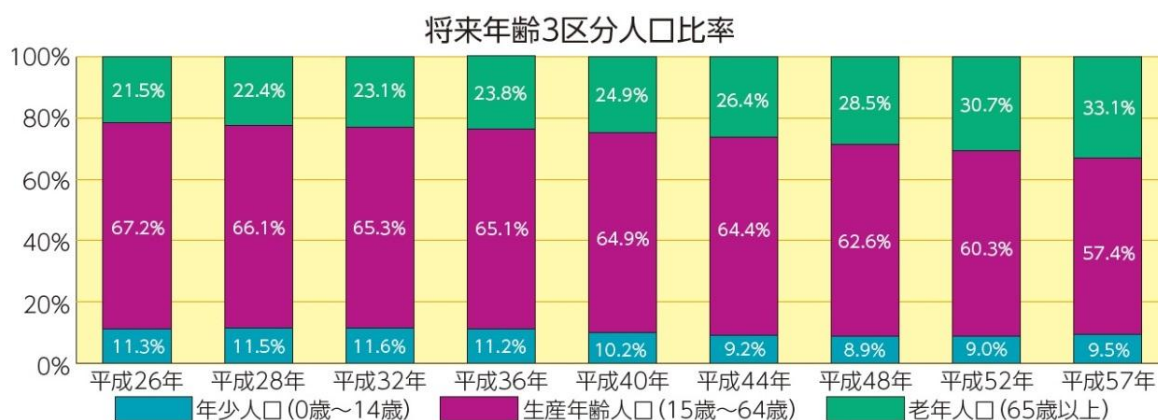
Ⅲ 武蔵野市の現況と将来

1. 人口推計

本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26（2014）年 1 月 1 日時点で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが見込まれる。

この総人口の内訳を年齢 3 区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5%の老年人口比率（高齢化率）は、平成 57（2045）年には 33.1%に達すると見込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3%から当面微増した後、平成 49（2037）年には 8.9%まで低下する。その後、ここ数年の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57（2045）年には 9.5%まで回復すると見込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり、現在の 67.2%から平成 57（2045）年には 57.4%まで低下すると見込まれる。

前回（平成 22 年）推計と比較すると、総人口のピークの見込みが平成 30（2018）年から平成 55（2043）年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。



この人口推計から、独居高齢者及び高齢者のみ世帯の増加に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、将来的な年少人口の減少に伴うまちの活力の衰退といった課題が見えてくる。

2. 財政見通し

(1) 財政の状況と課題

本市では、市税が歳入全体の 6 割を占めており、市民の担税力に支えられ健全な財政を維持してきた。平成 25 年度決算や平成 26 年度の市税動向では、市民税の納税義務者の増加による個人市民税の増、法人からの納税額の増加など、景気回復の兆しの動きがみられる状況である。

市の当初予算は、過去5年間に於いて560億円から600億円の間で推移しており、このうち市税は370億円前後と堅調である。歳出については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が約240億円となっており、歳出全体の4割を占めている。歳出の増が著しいものは、社会保障費にあたる扶助費で、生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所運営委託料などの増により、過去5年間で約39億円、47%増と大幅に伸びている。今後も市税の伸びを大きく上回ることが予想されており、堅実な財政運営を行う必要がある。

平成25年度末の基金積立額は362億円であるが、そのうち資産の更新・新設に備えるため、公共施設整備基金や学校施設整備基金、吉祥寺まちづくり基金、公園緑化基金を積み立てており、この残高は283億円になっている。一方、借入金は、一般会計と下水道事業会計の市債と土地開発公社の借入金で、残高は381億円となっている。

(2) 財政見通し

今後数年間における財政見通しについては、個人市民税がここ数年は大型マンション建設等による転入者増により微増すると見込んでいるが、法人市民税については税制改正の影響で減額を見込んでいる。また、消費税引き上げに伴う地方消費税交付金は増額となる。一方、歳出については、介護保険制度改革及び保育園待機児童対策への対応による扶助費の増や、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業、市民文化会館改修事業等の投資的経費の増が見込まれる。

中長期の財政見通しとしては、将来人口推計により生産年齢人口の漸減が見込まれており、市税収入については少しずつ減少していくと想定される。一方、歳出では、今後も社会保障費の増加が見込まれ、また老朽化する社会資本の更新に莫大な費用がかかることが想定されている。本市では、これまで財源不足に対応するための財政調整基金をはじめ、施設の更新やまちづくり整備のための各種基金に積立を行ってきたところであるが、今後想定される費用負担を考慮すれば、平成30年台後半以降は厳しい財政運営になることが見込まれる。



第2章 調整計画の基本的な考え方

I 第五期長期計画の基本的な考え方

第五期長期計画（平成24年度～33年度）の今後の10年間を見通す4つの視点については、これを継承する。以下に第五期長期計画の基本的な考え方について記載する。

1. 市民自治の原則

市民自治は、昭和46年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来40年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民視点の重視

この40年間の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市営運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

II 調整計画全体に関わる視点

第1章これまでの成果と情勢の変化から、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の5点を挙げる。

1. 一人ひとりが尊重される社会の構築

高齢者単独世帯の増加、乳幼児人口の増と多様化するニーズへの対応、子どもの貧困対策など、きめ細やかな支援が必要である。また、男女共同参画社会の実現をはじめ、子ども、障害者、高齢者、国籍など、人権課題への対応は行政の基本である。本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づき、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりを大切にする視点を重視し施策を構築する。

2. 地域コミュニティ、地域活動の支援と協働

多様化する公共サービスへ対応するために、企業、NPOや市民活動団体など、多様な主体による自立した活動が担うことで、活力ある地域社会を形成していく必要がある。本市では、昭和40年代より、コミュニティセンターを拠点に市民の自発的な活用によるコミュニティが形成されてきた。福祉、子育て、青少年健全育成、防犯・防災、環境など様々な課題解決を目的とした活動団体、また、文化・スポーツ活動を行う市民団体も多数存在している。公共サービスの量的拡大と質的向上を目指し、企業、NPOや市民活動団体等との協働型の取り組みを構築する。

3. 分野、市域の枠を超えた事業の連携

進行する超高齢化や都市基盤・公共施設の更新を見据え、長期的視点で政策を進めていかなければならない。固定化した資源配分とサービス水準の見直しを行うとともに、一つの事業で複数の効果（成果）を上げるような分野の枠を超えた事業の積極的に導入するなど、政策の再編を進める。また、市域にとらわれることなく、近隣や地方の自治体との連携も視野に入れ、スケールメリットを活かした事業の導入も検討し、持続可能な市政運営を行っていく。

4. 市民施設ネットワークの再構築と都市基盤の再整備

老朽化する都市基盤及び公共施設（以下、「公共施設等」という）の維持・更新に多額の費用を要し、中長期的には厳しい財政状況となることが予想される。そうした状況下においても、市民生活を支える公共施設等を安定して維持・更新していくとともに新たな時代のニーズに応じていくために、経営的な視点から、施設の長寿命化、統廃合や複合化・転用など既存施設の有効活用による施設総量の縮減を図るとともに、整備水準・管理水準の見直し等を行うなど、将来にわたり総合的かつ計画的に公共施設等をマネジメントしていく。

5. 魅力ある市民文化の発信

第五期長期計画に記載のとおり、市民文化とは、音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観にいたるまで、市民生活全般にかかわる有形無

形の活動の集積の結果として生まれる成果である。2020年の開催となる東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外の多くの人が東京に集うこととなる。この機を捉え多様な文化交流が行えるような視点で施策を展開し、魅力ある本市の市民文化を発信していく。また、市民自らが文化の醸成を図ることができるよう、必要な環境を整備するとともに市民による文化活動の育成・支援を行っていく。

Ⅲ 調整計画の重点取組

1. 高齢者福祉計画、障害者計画の着実な推進

平成27年度を初年度とする「武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」「武蔵野市障害者計画・第4期障害福祉計画」に記載された施策を着実に推進する。医療介護総合確保促進法に明記された「地域包括ケアシステム」を本市独自の「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。また、生活困窮者に対する支援を拡充し、貧困の連鎖への対策を推進する。

2. 多様な主体による子育て支援施策の実現

地域社会全体で支え合い、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育てを支援する。地域資源を活用した産学、地域活動団体など、様々な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協力して、子育て家庭と関わっていけるような施策を進める。乳児を持つ世帯を主な対象とした子育て支援事業、待機児童解消のための保育所施設の整備、小学校の放課後施策の充実などの施策を推進する。

3. 公共施設等総合管理計画の推進

将来にわたり健全な財政運営を維持するとともに、市民生活を支える公共施設等を安定して維持・更新するために、公共施設等総合管理計画を策定する。この計画で定める維持・更新費用の削減額を示す「目標」、長寿命化や総量縮減、整備水準の見直しなど公共施設等の全体のマネジメントにかかる「基本方針」、及び学校や道路など施設類型ごとの維持・更新に関する考え方を定めた「類型別整備方針」に基づき、個々の施設の維持・更新に取り組む。

4. 環境共生都市の創造に向けた新たな取組み

電力やガスなどのエネルギー市場の自由化などを背景に、各家庭におけるエネルギー消費のスマート化等に関する啓発や、優れた環境性能と災害時でも有効なエネルギー供給センター機能などを備えた新武蔵野クリーンセンター（仮称）の設置・運営など、都市における省

エネ、創エネといった賢いエネルギーの利活用を推進する。また、都市型浸水対策、温暖化対策、地下水対策なども含め、水の蒸発、降下、流下又は浸透という水循環の改善に取組み、緑豊かな潤いのある水循環都市を目指す。

5. 吉祥寺地区のまちづくりの推進

三駅圏ごとに個性を活かしたまちづくりの計画・ビジョンに基づき事業を推進する。特に吉祥寺駅圏については、イースト吉祥寺エリアの市有地の新たな利活用、駅南口パークロードの整備促進による交通課題の解決、セントラル吉祥寺エリアの老朽化の進んだ建物更新等の課題解決を図るため、関係する機関と連携して検討を進める。



6. 情報収集・提供機能の強化と連携

多様な広報媒体を活用し、市民一人ひとりに必要な情報を分かりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握していくことが重要である。市政運営への市民参加を進めるためにも、市政情報を提供していくことが必要である。市職員のパブリシティ能力を高めるとともに、市民やマスコミの力も活用し、積極的かつ戦略的に広報活動を推進していくとともに、様々な機会を捉えて広く市民からの情報をつかんでいく。また、そのための体制整備も行う。

第3章 施策の体系

第4章 財政計画と財政予測